

令和4年8月

NHK 金沢放送局

視聴者のみなさまへ

平素は受信料制度に多大なご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび8月4日の大雨で被災された地域の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

NHK では放送受信料の災害免除適用のお知らせを行っています。

今回の大雨被害で災害救助法が適用された、金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町にお住まいの方で、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物にテレビを設置し、受信契約をされている方が対象となります。

お手続きには、各自治体からり災証明書を発行していただき、NHK に提出いただく事が必要となります。免除の期間は、令和4年8月から9月までの2ヶ月間です。

詳しい内容は、下記宛てにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

NHK 金沢放送局
経営管理企画センター
視聴者 G
076-264-7010
(平日 10:00-17:00)

このたびの令和4年8月4日からの大雨による災害により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。NHKでは、みなさまの生活に少しでもお役に立てるよう、今後も生活に密着した正確な情報をお届けすることに努めてまいります。

令和4年8月4日からの大雨による災害における、放送受信料の免除について、次のとおり実施させていただきます。

免除の対象	免除の期間
災害救助法が適用された区域内において、 <u>半壊、半焼又は床上浸水以上の</u> 程度の被害を受けた建物の放送受信契約	令和4年8月から令和4年9月まで (2か月間)

免除の手続きについて

- 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記までお送りください。
- 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「り災証明書」のお送り先・免除に関するお問い合わせ先
NHK金沢放送局経営管理企画センター視聴者グループ
〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10
(076) 264-7010（平日／午前10時～午後5時）

----- きりとり -----

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和4年8月4日からの大雨」による災害における被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項（7）に該当しますので、申請します。

お名前（契約者氏名）		電話番号	
ご住所			

《個人情報の利用目的》記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1. 受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます） 2. 免除基準の適用 3. 放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4. 放送やイベントのお知らせ 5. 放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い